

様

重要事項説明書
契約書
個人情報使用同意書



- ・ 指定訪問入浴介護事業所
- ・ 指定介護予防訪問入浴介護事業所

佐用町社会福祉協議会 きらめきケアセンター

更新作成日：令和6年4月1日



佐用町社会福祉協議会 きらめきケアセンター

重要事項説明書

- ・ 指定訪問入浴介護事業
- ・ 指定介護予防訪問入浴介護事業

当事業所は、お客様（ご契約者）に対して訪問入浴介護サービス及び介護予防訪問入浴介護事業を提供します。お客様が、利用しようと考えている訪問入浴介護サービス及び介護予防訪問入浴介護サービスについて、契約を締結する前に知っていただきたい事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいこと等をご説明いたします。

わかりにくいことがあれば、ご遠慮なくご質問ください。

※訪問入浴介護サービスは、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となり利用できません。

※介護予防訪問入浴サービスは、原則として要支援認定の結果「要支援」と認定された方が対象となりご利用できません。

※要介護認定及び要支援認定をまだ受けていない方や手続きを済まされていない方でもサービスの利用は可能です。

【目次】

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	
3. 職員体制	
4. 訪問入浴介護事業の目的	2
5. 提供するサービスと利用料金	
6. 契約締結からサービス提供までの流れ	4
7. 契約の解約・終了	5
8. 苦情の受付	
9. 秘密の保持	6
10. ご家族等への連絡	
11. 記録の保管	
12. 緊急時の対応	
13. 損害賠償	
14. 損害保険への加入	
15. サービス利用に関する留意事項	
16. 重要事項の変更	7

1. 事業者

- 1) 法人名 社会福祉法人 佐用町社会福祉協議会
- 2) 法人所在地 兵庫県佐用郡佐用町東徳久1946番地
- 3) 電話番号 0790-78-1212 (FAX 0790-78-1700)
- 4) 代表者名 会長 眞岡克憲
- 5) 設立年月日 平成17年10月3日
- 6) 事業概要 居宅介護支援事業・訪問介護事業・通所介護事業・地域密着型通所介護事業・訪問入浴介護事業・介護予防訪問入浴介護事業・障害福祉サービス事業(居宅介護・同行援護)・訪問型サービス(第1号訪問事業)・通所型サービス(第1号通所事業)・配食サービス・移送サービス・布団クリーニングサービス・その他(小地域福祉活動等)

2. 事業所の概要 事業所番号：2873700336号

	指定訪問入浴介護事業所	指定介護予防訪問入浴介護事業所
1) 事業所種類	指定訪問入浴介護事業所 令和5年10月3日指定更新 兵庫県指定 2873700336号	指定介護予防訪問入浴介護事業所 令和6年4月1日指定更新 兵庫県指定 2873700336号
2) 事業目的	指定訪問入浴介護は、介護保険法令に従い、お客様(ご契約者)がご自宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供します。	指定介護予防訪問入浴介護は、介護保険法令に従い、お客様(ご契約者)がご自宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供します。
3) 運営方針	お客様の心身の状況を的確に把握し、訪問入浴介護計画に沿ってサービスの提供を行います。	お客様の心身の状況を的確に把握し、介護予防訪問入浴介護計画に沿ってサービスの提供を行います。
4) 事業所名称	佐用町社会福祉協議会 きらめきケアセンター 指定訪問入浴介護事業所	佐用町社会福祉協議会 きらめきケアセンター 指定介護予防訪問入浴介護事業所
5) 開設年月日	平成17年10月3日	平成18年4月1日
6) 事業所所在地	兵庫県佐用郡佐用町東徳久1946番地	
7) 電話番号	電話：0790-78-8955 FAX：0790-78-1700	
8) 管理者氏名	谷本 幸昌	
9) 事業実施地域	佐用町全域	
10) 営業日	月曜日から金曜日まで(国民の祝日及び12月29日から1月3日の間を除く)	
11) 営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで	
12) サービス提供日	月曜日から金曜日まで(12月29日から1月3日までの間を除く)	
13) サービス提供時間	午前9時00分から午後5時00分まで ※通常の営業時間以外については、その都度ご相談いたします。	

3. 職員体制

当事業所では、お客様に対して訪問入浴介護サービス及び指定介護予防訪問入浴介護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

※障害福祉サービスと兼務しています。

職 種	常 勤	非常勤	職務の内容
1) 管理者	1	0	業務の統括等
2) 介護職員	1	2	業務の実施
3) 看護職員	0	4	業務実施時の健康管理

※事業の実施状況により、介護職員及び看護職員の増減員あり。

①身分証明書の携行義務

サービス従事者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及びお客様又はご家族から提示を求められた時は、いつでも

も身分証を提示します。

4. 訪問入浴介護事業の目的

訪問入浴介護サービス及び介護予防訪問入浴介護サービスは、お客様の体調を考慮して提供されるものであり、高温入浴ではなく、身体の清潔を保つことを目的としたものです。

5. 提供するサービスと利用料金

指定訪問入浴介護事業所				指定介護予防訪問入浴介護事業所					
<p>当事業所では、お客様のご家庭を訪問し、以下のサービスを提供します。</p> <p>1) 介護保険の給付の対象となるサービス</p> <p>以下のサービスの利用料金は、介護保険の給付対象となっています。</p> <p>なお、お客様に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、通常居宅サービス計画に基づき、それを踏まえた訪問入浴介護計画に定められます。</p> <p><サービスの概要></p> <p>①訪問入浴介護</p> <p>ご自宅で入浴専用車による入浴サービスを受けていただきます。</p> <p>ア) 利用料金及び自己負担額</p> <p>・利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額：お客様の所得に応じて1割、2割または3割）をお支払いください。なお、自己負担割合については、介護保険負担割合証で確認させていただきます。</p>				<p>当事業所では、お客様のご家庭を訪問し、以下のサービスを提供します。</p> <p>1) 介護保険の給付の対象となるサービス</p> <p>以下のサービスの利用料金は、介護保険の給付対象となっています。</p> <p>なお、お客様に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、通常居宅サービス計画に基づき、それを踏まえた介護予防訪問入浴介護計画に定められます。</p> <p><サービスの概要></p> <p>①介護予防訪問入浴介護</p> <p>ご自宅で入浴専用車による入浴サービスを受けていただきます。</p> <p>ア) 利用料金及び自己負担額</p> <p>・利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額：お客様の所得に応じて1割、2割または3割）をお支払いください。なお、自己負担割合については、介護保険負担割合証で確認させていただきます。</p>					
利用料金		自己負担額（回）		利用料金		自己負担額（回）			
		1割負担	2割負担	3割負担	1割負担		2割負担	3割負担	
12,660円		1,266円	2,532円	3,798円	8,560円		856円	1,712円	2,568円
<p>イ) サービス提供に伴う加算</p> <p>①特別地域加算</p> <p>内容) 厚生労働大臣が定める過疎地等の地域に該当する事業所がサービスを行った場合に算定。</p>				<p>イ) サービス提供に伴う加算</p> <p>①特別地域加算</p> <p>内容) 厚生労働大臣が定める過疎地等の地域に該当する事業所がサービスを行った場合に算定。</p>					
加算料金		自己負担額		加算料金		自己負担額			
		1割負担	2割負担	3割負担	1割負担		2割負担	3割負担	
基本部分の利用料の15%		加算料金の1割	加算料金の2割	加算料金の3割	基本部分の利用料の15%		加算料金の1割	加算料金の2割	加算料金の3割
<p>②初回加算</p> <p>内容) 当事業所と新しく契約をいただいた新規のお客様の居宅を訪問し、利用に関する調整を行った上で、初回の指定訪問入浴介護を行った場合に算定されます。</p>				<p>②初回加算</p> <p>内容) 当事業所と新しく契約をいただいた新規のお客様の居宅を訪問し、利用に関する調整を行った上で、初回の指定介護予防訪問入浴介護を行った場合に算定されます。</p>					
加算料金（回）		自己負担額（回）		加算料金（回）		自己負担額（回）			
		1割負担	2割負担	3割負担	1割負担		2割負担	3割負担	
2,000円		200円	400円	600円	2,000円		200円	400円	600円
<p>③介護職員処遇改善加算（I）</p> <p>（区分支給限度額の算定対象外）</p> <p>内容) 介護職員処遇改善計画にもとづき、賃金改善や研修、労働環境の整備に取り組む事業所に対して算定されます。</p>				<p>③介護職員処遇改善加算（I）</p> <p>（区分支給限度額の算定対象外）</p> <p>内容) 介護職員処遇改善計画にもとづき、賃金改善や研修、労働環境の整備に取り組む事業所に対して算定されます。</p>					
加算料金		自己負担額		加算料金		自己負担額			
		1割負担	2割負担	3割負担					

指定訪問入浴介護事業所				指定介護予防訪問入浴介護事業所			
所定単位数の 5. 8%の加算	加算料金の 1割	加算料金の 2割	加算料金の 3割		1割負担	2割負担	3割負担
所定単位数の 5. 8%の加算	加算料金の 1割	加算料金の 2割	加算料金の 3割	所定単位数の 5. 8%の加算	加算料金の 1割	加算料金の 2割	加算料金の 3割
④介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） （区分支給限度額の算定対象外） 内容）現行の処遇改善加算を算定し、尚且つ職場環境等要件に関し複数の取り組みと処遇改善の見える化を行う等の算定要件を満たす事業所に対して算定されます。				④介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） （区分支給限度額の算定対象外） 内容）現行の処遇改善加算を算定し、尚且つ職場環境等要件に関し複数の取り組みと処遇改善の見える化を行う等の算定要件を満たす事業所に対して算定されます。			
加算料金	自己負担額			加算料金	自己負担額		
	1割負担	2割負担	3割負担		1割負担	2割負担	3割負担
所定単位数の 1. 5%の加算	加算料金の 1割	加算料金の 2割	加算料金の 3割	所定単位数の 1. 5%の加算	加算料金の 1割	加算料金の 2割	加算料金の 3割
⑤介護職員等ベースアップ等支援加算 （区分支給限度額の算定対象外） 内容）現行の処遇改善加算を算定し、尚且つ賃金改善等に取り組む事業所に対して算定されます。なお、この加算は区分支給限度基準額の算定対象から除外されます。				⑤介護職員等ベースアップ等支援加算 （区分支給限度額の算定対象外） 内容）現行の処遇改善加算を算定し、尚且つ賃金改善等に取り組む事業所に対して算定されます。なお、この加算は区分支給限度基準額の算定対象から除外されます。			
加算料金	自己負担額			加算料金	自己負担額		
	1割負担	2割負担	3割負担		1割負担	2割負担	3割負担
所定単位数の 1. 1%の加算	加算料金の 1割	加算料金の 2割	加算料金の 3割	所定単位数の 1. 1%の加算	加算料金の 1割	加算料金の 2割	加算料金の 3割
（留意事項） ☆お客様の身体の状況等に支障を生ずる恐れがないと認められる場合は、その主治医の意見を確認した上で、当センターの介護職員3人による訪問入浴介護サービスを実施する場合があります。その場合の基本料金は、上記の95%の料金になります。 ☆また、お客様の体調等により全身入浴が困難な場合であって、お客様のご希望で清拭又は部分浴（洗髪・陰部・足部等の洗浄）を行った場合の基本料金は、上記の90%の料金になります。 ☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、お客様の自己負担額を変更します。 ☆お客様が、まだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く全額が介護保険から払い戻されます。（償還払い） ☆居宅サービス計画が作成されていない場合にも償還払いとなります。償還払いとなる場合、お客様が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。				（留意事項） ☆お客様の身体の状況等に支障を生ずる恐れがないと認められる場合は、その主治 医の意見を確認した上で、当センターの介護職員2人による介護予防訪問入浴介護サービスを実施する場合があります。その場合の基本料金は、上記の95%の料金によります。 ☆また、お客様の体調等により全身入浴が困難な場合であって、お客様のご希望で清拭又は部分浴（洗髪・陰部・足部等の洗浄）を行った場合の基本料金は、上記の90%の料金になります。 ☆お客様が、まだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額いったんお支払いいただきます。要支援認定を受けた後、自己負担額を除く全額が介護保険から払い戻されます。（償還払い） また、介護予防サービス計画が作成されていない場合にも償還払いとなります。償還払いとなる場合、お客様が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。 ☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、お客様の負担額を変更します。			
2) 利用料金の全額をお客様にご負担いただく場合 (1) 介護保険の給付対象とならないサービス 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がお客様のご負担となります。 ※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その				2) 利用料金の全額をお客様にご負担いただく場合 (1) 介護保険の給付対象とならないサービス 以下のサービスは、利用料金の全額がお客様のご負担となります。 <サービスの概要と利用料金> ①介護保険給付の支給限度額を超える介護予防訪問			

指定訪問入浴介護事業所	指定介護予防訪問入浴介護事業所																
<p>場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。</p> <p>(2) 交通費 通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し要した交通費の実費をいただきます。 (1kmにつき30円)</p> <p>3) 利用の中止、変更、追加 ○利用予定日の前に、お客様のご都合により、訪問入浴介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日の前日午後3時までに事業所に申し出てください。 ○利用予定日の前日午後3時までに申し出がなく、前日の午後3時以降又は当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、お客様の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。なお、キャンセル料は次のとおりです。</p>	<p>入浴介護サービスの利用 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がお客様の負担となります。 ☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。</p> <p>(2) 交通費 通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し要した交通費の実費をいただきます。 (1kmにつき30円)</p> <p>3) 利用の中止、変更、追加 ○利用予定日の前に、お客様のご都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日の前日午後3時までに事業所に申し出てください。 ○利用予定日の前日午後3時までに申し出がなく、前日の午後3時以降又は当日になって利用の中止をされた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、お客様の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。なお、キャンセル料は次のとおりです。</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>キャンセル内容</th> <th>キャンセル料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用予定日の前日午後3時まで (但し、月曜日のサービス中止の場合は、金曜日の午後3時まで)に申し出があった場合</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>利用予定日の前日午後3時まで (但し、月曜日のサービス中止の場合は、金曜日の午後3時まで)に申し出がなかった場合</td> <td>当日利用料金の50%</td> </tr> <tr> <td>当日キャンセルした場合</td> <td>当日の利用料金の全額及び実費</td> </tr> </tbody> </table>	キャンセル内容	キャンセル料	利用予定日の前日午後3時まで (但し、月曜日のサービス中止の場合は、金曜日の午後3時まで)に申し出があった場合	無料	利用予定日の前日午後3時まで (但し、月曜日のサービス中止の場合は、金曜日の午後3時まで)に申し出がなかった場合	当日利用料金の50%	当日キャンセルした場合	当日の利用料金の全額及び実費	<table border="1"> <thead> <tr> <th>キャンセル内容</th> <th>キャンセル料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用予定日の前日午後3時まで (但し、月曜日のサービス中止の場合は、金曜日の午後3時まで)に申し出があった場合</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>利用予定日の前日午後3時まで (但し、月曜日のサービス中止の場合は、金曜日の午後3時まで)に申し出がなかった場合</td> <td>当日利用料金の50%</td> </tr> <tr> <td>当日キャンセルした場合</td> <td>当日の利用料金の全額及び実費</td> </tr> </tbody> </table>	キャンセル内容	キャンセル料	利用予定日の前日午後3時まで (但し、月曜日のサービス中止の場合は、金曜日の午後3時まで)に申し出があった場合	無料	利用予定日の前日午後3時まで (但し、月曜日のサービス中止の場合は、金曜日の午後3時まで)に申し出がなかった場合	当日利用料金の50%	当日キャンセルした場合	当日の利用料金の全額及び実費
キャンセル内容	キャンセル料																
利用予定日の前日午後3時まで (但し、月曜日のサービス中止の場合は、金曜日の午後3時まで)に申し出があった場合	無料																
利用予定日の前日午後3時まで (但し、月曜日のサービス中止の場合は、金曜日の午後3時まで)に申し出がなかった場合	当日利用料金の50%																
当日キャンセルした場合	当日の利用料金の全額及び実費																
キャンセル内容	キャンセル料																
利用予定日の前日午後3時まで (但し、月曜日のサービス中止の場合は、金曜日の午後3時まで)に申し出があった場合	無料																
利用予定日の前日午後3時まで (但し、月曜日のサービス中止の場合は、金曜日の午後3時まで)に申し出がなかった場合	当日利用料金の50%																
当日キャンセルした場合	当日の利用料金の全額及び実費																
<p>○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりお客様の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をお客様に提示して協議します。</p>	<p>○サービスの利用の変更・追加の申し出に対して、稼働状況によりお客様の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をお客様に提示して協議します。</p>																
<p>4) 利用料等のお支払い方法 前記1)及び2)の料金・費用は、1ヶ月毎にまとめて、又はサービス利用終了時(サービス利用終了時の場合は現金)に計算し下記の方法で納入していただきます。</p> <p>①利用料及びその他の費用の請求 利用料及びその他の費用は、利用者負担がある場合に、利用された月ごとにその合計額を毎月10日付けで請求いたします。 なお、その10日が土日祝祭日の場合は、その翌日になります。</p> <p>②利用料及びその他の費用の支払い 請求書を受け取られた場合、内容を照合の上、請求月の20日(20日が土日祝祭日の場合は、その翌日)までに、次のいずれかの方法によりお支払いください。</p>																	

指定訪問入浴介護事業所	指定介護予防訪問入浴介護事業所
ア. お客様指定口座からの自動引落 イ. 当事業所指定口座への振込み 金融機関名：兵庫西農業協同組合南光支店 普通通：0012009 名義：福)佐用町社会福祉協議会 会長 眞岡 克憲 ウ. 現金支払い（当事業所の窓口までお願いいたします。） ※なお、請求・支払方法等について事前にご相談いたします。	

6. 契約締結からサービス提供までの流れ

指定訪問入浴介護事業	指定介護予防訪問入浴介護事業
別紙1のとおり	別紙2のとおり

7. 契約の解約・終了

お客様は事業者に対して、1週間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、お客様の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

なお次の場合は、お客様は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ①事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ②事業者が守秘義務に反した場合
- ③事業者がお客様やご家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ④お客様に係る居宅サービス計画が変更された場合
- ⑤事業者が破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖するなどサービスの提供が不可能になった場合

事業者は、やむを得ない事情がある場合、お客様に対して、1ヶ月の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

なお、次の場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ①お客様のサービス利用料の支払が3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合
- ②お客様又はそのご家族が事業者やサービス従事者に対して、この契約の継続をしがたいほどの背信行為を行った場合

次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ①お客様が介護保険施設等に入所された場合
- ②お客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ③お客様が当センターのサービス提供ができないほど遠くに転居された場合
- ④お客様がお亡くなりになった場合

8. 苦情の受付

1) 当事業所の受付

当事業所に対する苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口	担当者：谷本 幸昌（職名：管理者） 電話：0790-78-8955 受付日：毎週月曜日～金曜日 受付時間：午前8時30分～午後5時30分
---------	---

2) 行政機関その他苦情受付機関

○佐用町役場高年介護課 高年介護室	所在地：佐用町佐用2611-1 電話：0790-82-2079 受付日：毎週月曜日～金曜日（祝日除く） 受付時間：午前8時30分～午後5時15分
○兵庫県国民健康保険団体連合会	所在地：神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 電話：078-332-5617

	受付日：毎週月曜日～金曜日（祝日除く） 受付時間：午前8時45分～午後5時15分
○兵庫県福祉サービス運営適正化委員会	所在地：神戸市中央区坂口通2-1-1 電話：078-242-6868（相談専用） 受付日：毎週月曜日～金曜日（祝日除く） 受付時間：午前10時00分～午後4時00分

9. 秘密の保持

事業者は、サービスの提供をする上で知り得たお客様及びそのご家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

また、お客様から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、お客様及び当該ご家族の個人情報を用いませぬ。

10. ご家族等への連絡

ご家族等に対して希望があった場合は、お客様に連絡するのと同様の連絡を行います。

11. 記録の保管

訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護の実施ごとに、サービスの内容等を所定の記録票に記入します。

当事業所は、サービス提供記録を作成し、この契約の終了後5年間保管します。

なお、お客様及びそのご家族に限り、当センターの営業時間内に、サービス提供記録を閲覧できます。また、サービス実施記録の複写物の交付を受けることもできます。記録の複写料などの諸費用は、お客様のご負担とします。

12. 緊急時の対応

訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護の提供時に、お客様の症状に急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師に連絡をとる、救急隊に連絡するなど必要な措置を講じます。

13. 損害賠償

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

14. 損害保険への加入

事業者は、万が一の事故に備えて「介護保険・社会福祉事業者総合保険」（あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）に加入しています。

15. サービスの利用に関する留意事項

1) サービスの提供を行う従事者（介護職員・看護職員）

サービス提供時に、担当のサービス従事者を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数のサービス従事者が交替してサービスを提供します。

2) サービス従事者の交替

①お客様からの交替の申し出

選任されたサービス従事者の交替を希望する場合は、当該サービス従事者が業務上不適切と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対してサービス従事者の交替を申し出ることができます。ただし、お客様から特定のサービス従事者の指名はできません。

②事業者からサービス従事者の交替

事業者の都合により、サービス従事者を交替することがあります。

サービス従事者を交替する場合は、お客様及びそのご家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

3) サービス実施時の留意事項

①定められた業務以外の禁止

お客様は、「5. 提供するサービスと利用料金」で定められたサービス以外の業務を事業者へ依頼することはできません。

②訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護の実施に関する指示・命令

サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者はサービスの実施にあたってお客様の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、お客様の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合は、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

5) サービス従事者の禁止行為

サービス従事者は、お客様に対するサービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

①医療行為及び厚生労働省が認めていない医療補助行為

②お客様もしくはそのご家族等からの金銭又は高価な物品の授受

③お客様のご家族等に対するサービスの提供

④飲酒及びお客様もしくはそのご家族等の同意なしに行う喫煙

⑤お客様もしくはそのご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

⑥その他お客様もしくはそのご家族等に行う迷惑行為

6) 事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能

事業者は、契約期間中に地震・台風等の天災その他自己の責任に帰さない事由により、サービスの実施ができなくなった場合は、お客様に対して当該サービスを提供する義務を負いません。

7) 健康診断等の実施

お客様には、訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護前に主治医等の許可を受けていただきます。許可内容については、所定の申請書に記載していただく場合があります。

また、感染症等を有し、サービス提供従事者等に重大な影響を与える恐れがある等やむを得ないと判断される場合は、治癒するまではサービスの提供をお断りする場合があります。

8) ご家族等の立会い

訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護実施時には、ご家族等の立会いが必要です。

9) 提供サービスの中止・変更

心身の状態、体調及び立会人の確保ができない等、お客様の置かれている環境により、お客様からの要望があっても、サービスの提供を中止する場合があります。なお、ご本人が希望される場合に限り、清拭に変更することがあります。

10) 初回訪問

初回訪問時に、看護師がお客様の健康チェックを行うとともに、サービス従事者がお客様又はご家族等の立会いにより、入浴実施部屋や車両の駐車場等の確認、入浴方法の説明を行います。

16. 重要事項の変更

重要事項説明書に記載した内容に変更が生じる場合は、事前にお客様に変更する内容の書類を交付して口頭で説明します。

訪問入浴介護事業または、介護予防訪問入浴介護サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

場 所 _____

時 間 _____

事業者	所在地	佐用郡佐用町東徳久1946番地
	名 称	佐用町社会福祉協議会きらめきケアセンター 指定訪問入浴介護事業所 指定介護予防訪問入浴介護事業所
	代表者	会 長 眞 岡 克 憲 印
説明者		佐用町社会福祉協議会きらめきケアセンター 指定訪問入浴介護事業所 指定介護予防訪問入浴介護事業所

職 名 _____

氏 名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、訪問入浴介護事業または、介護予防訪問入浴介護サービスの提供開始に同意しました。

お客様

住 所 佐用郡佐用町 _____

氏 名 _____ 印

お客様のご家族代表

住 所 _____

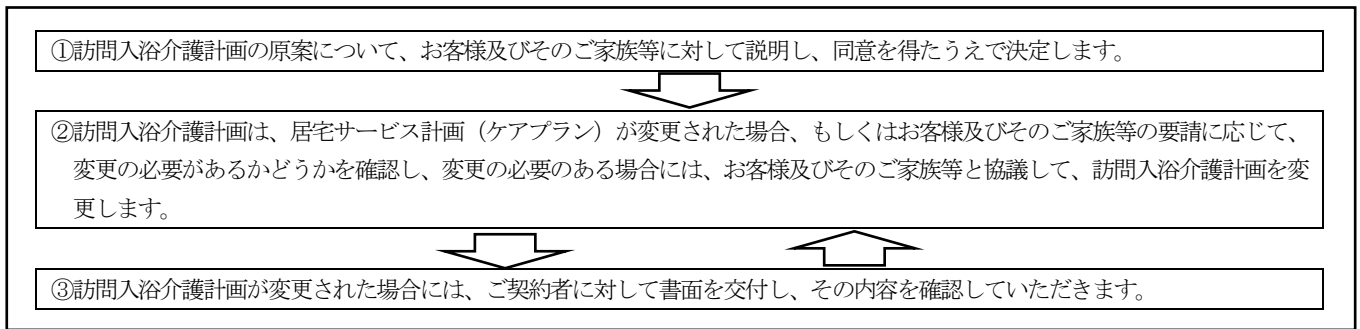
氏 名 _____ 印

(お客様との続柄：)

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第48条の規定及び、厚生省令第35号（平成18年3月14日）第8条の規定、に基づき、お客様又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

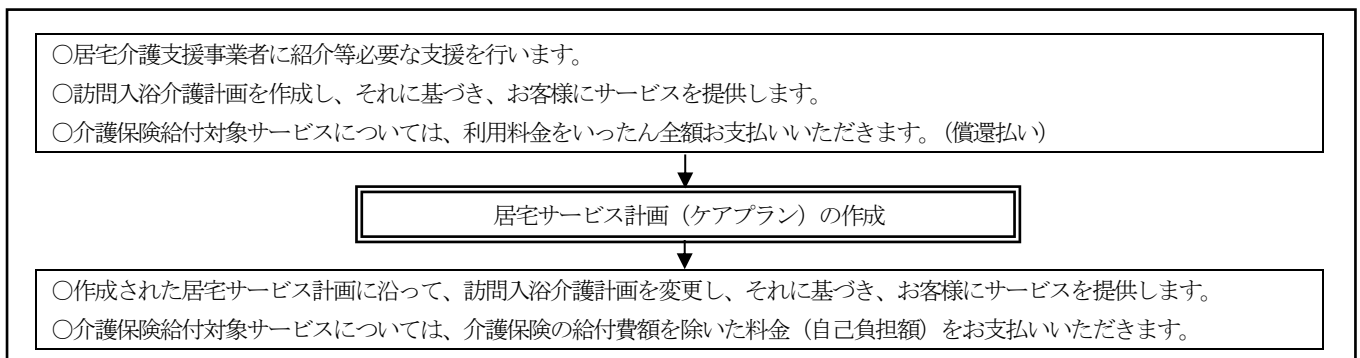
<契約締結からサービス提供までの流れ>

(1) お客様に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「訪問入浴介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。

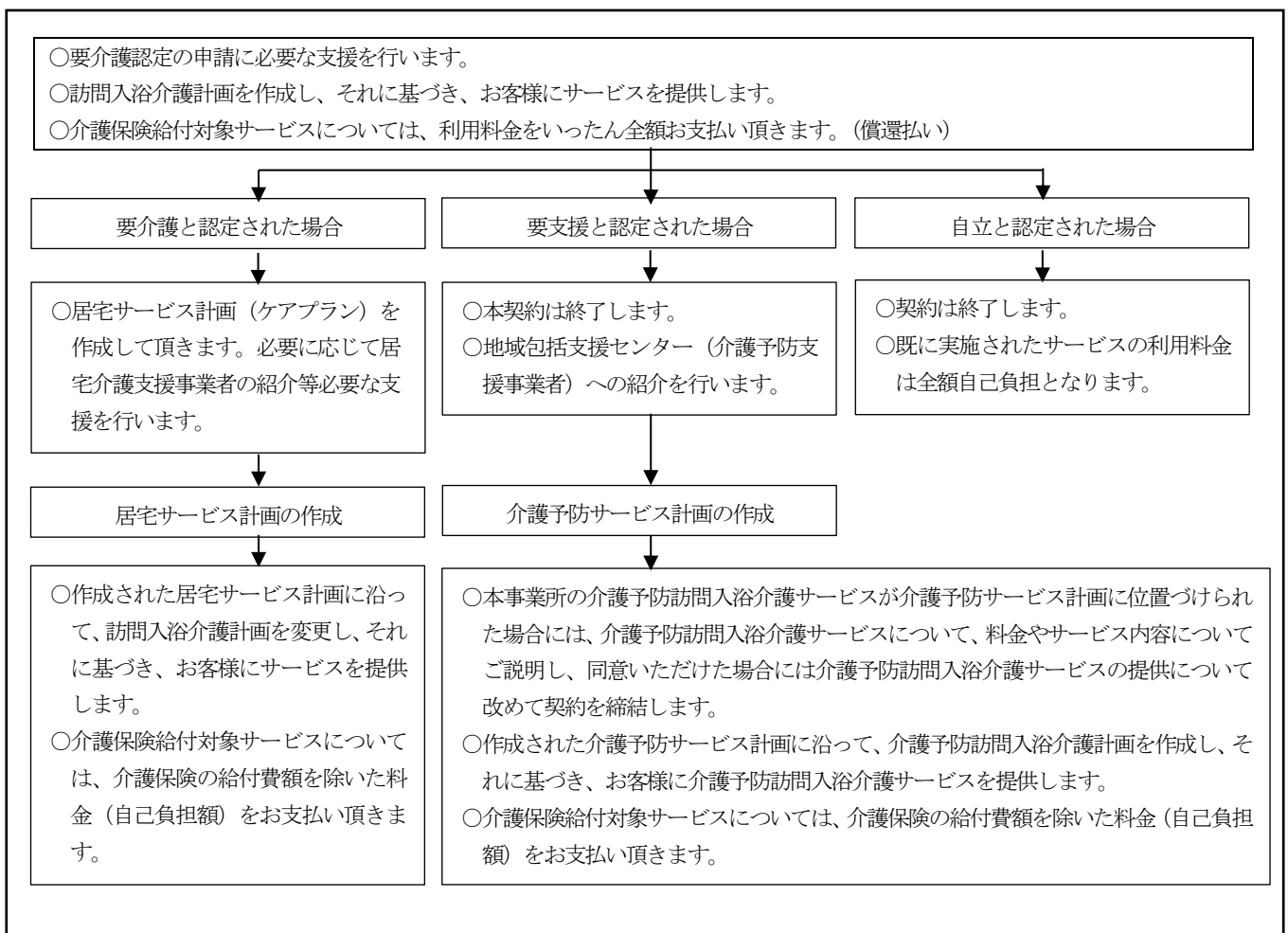


(2) お客様に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合

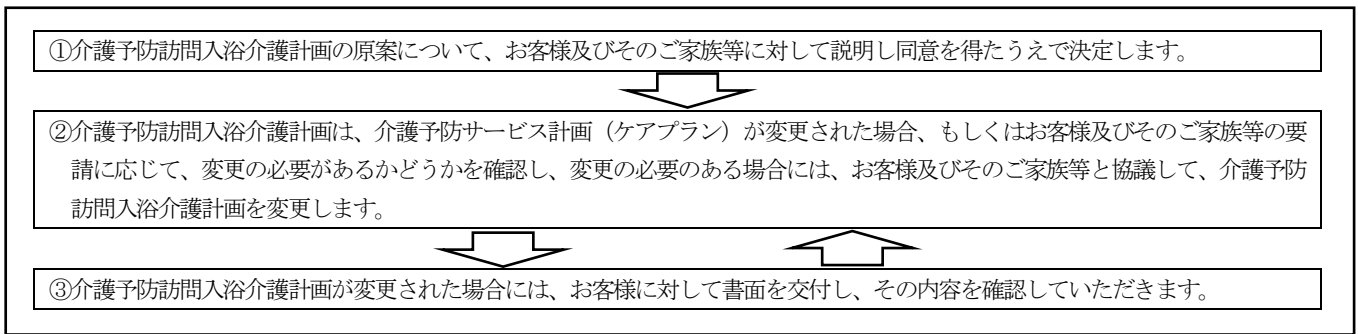


②要介護認定を受けていない場合



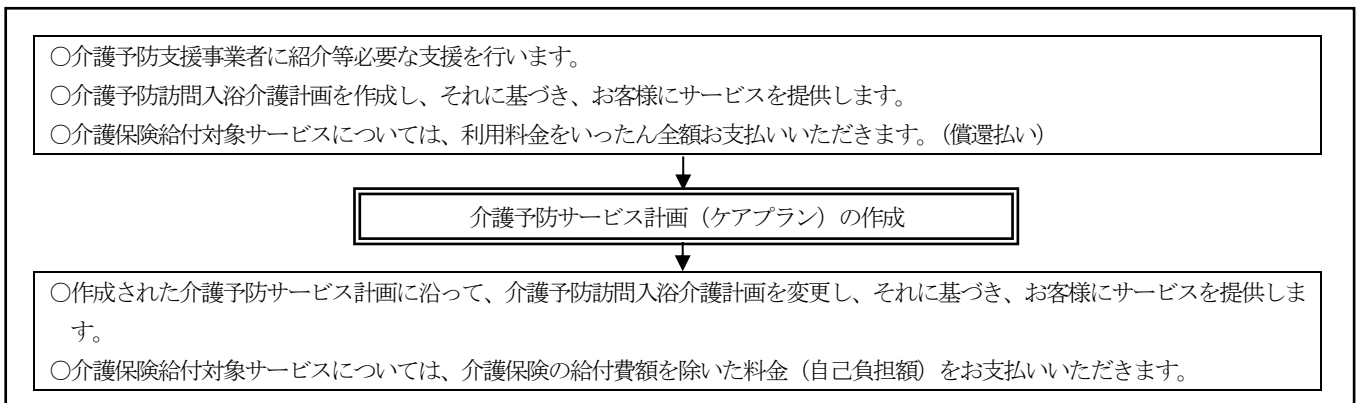
<契約締結からサービス提供までの流れ>

(1) お客様に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「介護予防訪問入浴介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。

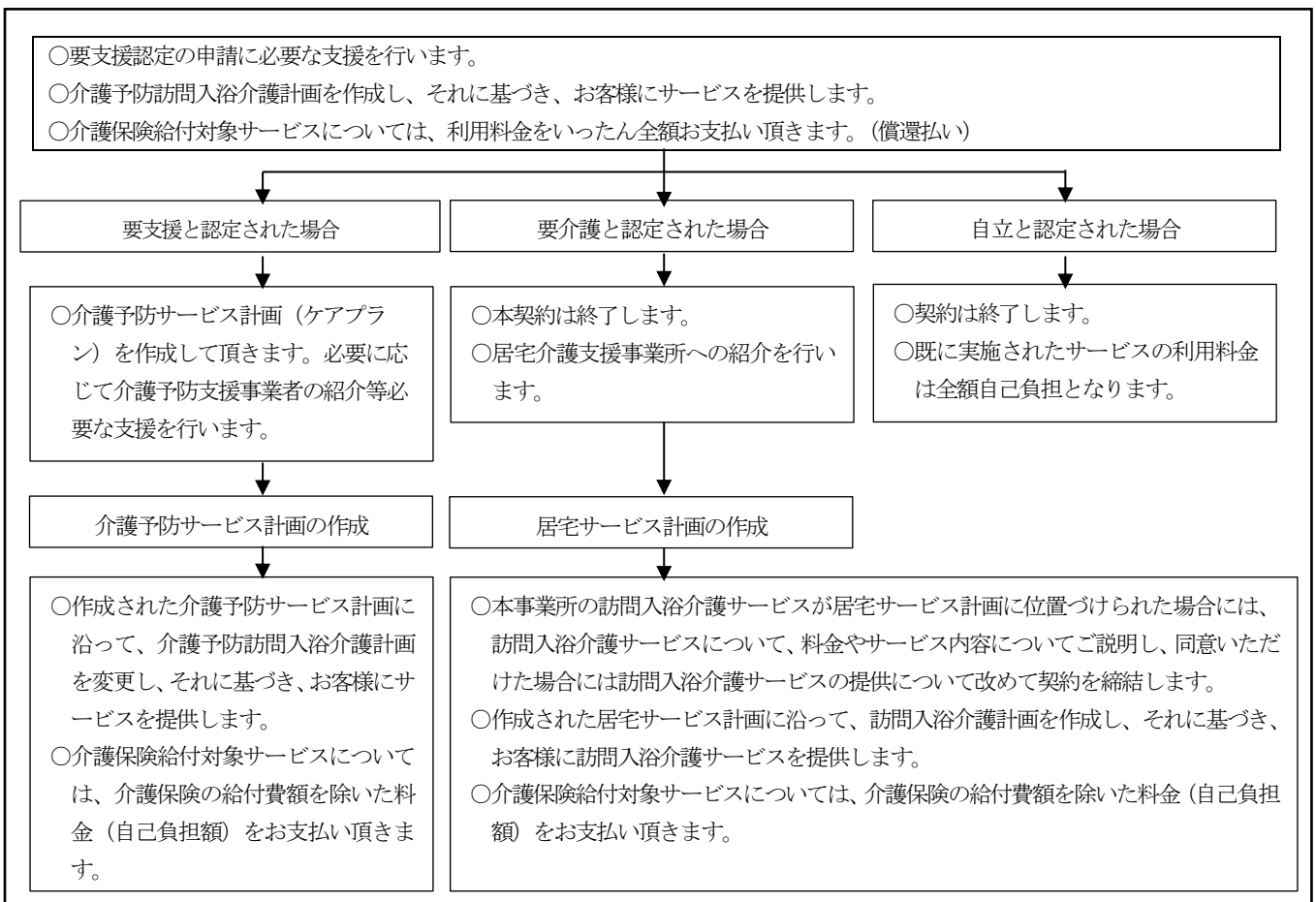


(2) お客様に係る「介護予防サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要支援認定を受けている場合



②要支援認定を受けていない場合



佐用町社会福祉協議会 きらめきケアセンター

契約書

- ・ 指定訪問入浴介護事業
- ・ 指定介護予防訪問入浴介護事業

◆◆目次◆◆

指定訪問入浴介護事業	指定介護予防訪問入浴介護事業
第一章 総則	第一章 総則
第1条 (契約の目的)	第1条 (契約の目的)
第2条 (契約期間)	第2条 (契約期間)
第3条 (訪問入浴介護サービスの決定・変更)	第3条 (介護予防訪問入浴介護サービスの決定・変更)
第4条 (介護保険給付対象サービス)	第4条 (介護保険給付対象サービス)
第5条 (介護保険給付対象外のサービス)	第5条 (介護保険給付対象外のサービス)
第6条 (サービス従事者の交替等)	第6条 (サービス従事者の交替等)
第7条 (サービスの実施)	第7条 (サービスの実施)
第二章 サービスの利用と料金の支払い	第二章 サービスの利用と料金の支払い
第8条 (サービス利用料金の支払い)	第8条 (サービス利用料金の支払い)
第9条 (利用の中止、変更、追加)	第9条 (利用の中止、変更、追加)
第10条 (サービス内容の変更)	第10条 (サービス内容の変更)
第11条 (利用料金の変更)	第11条 (利用料金の変更)
第三章 事業者の義務	第三章 事業者の義務
第12条 (事業者及びサービス従事者の義務)	第12条 (事業者及びサービス従事者の義務)
第13条 (守秘義務等)	第13条 (守秘義務等)
第四章 損害賠償 (事業者の義務違反)	第四章 損害賠償 (事業者の義務違反)
第14条 (損害賠償責任)	第14条 (損害賠償責任)
第15条 (損害賠償がなされない場合)	第15条 (損害賠償がなされない場合)
第16条 (事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)	第16条 (事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)
第五章 契約の終了	第五章 契約の終了
第17条 (契約の終了事由、契約終了に伴う援助)	第17条 (契約の終了事由、契約終了に伴う援助)
第18条 (契約者からの中途解約)	第18条 (契約者からの中途解約)
第19条 (契約者からの契約解除)	第19条 (契約者からの契約解除)
第20条 (事業者からの契約解除)	第20条 (事業者からの契約解除)
第21条 (精算)	第21条 (精算)
第六章 その他	第六章 その他
第22条 (契約当事者の変更)	第22条 (契約当事者の変更)
第23条 (苦情処理)	第23条 (苦情処理)
第24条 (裁判管轄)	第24条 (裁判管轄)
第25条 (協議事項)	第25条 (協議事項)

契約者： 様 (以下「契約者」という。)

指定訪問入浴介護事業	指定介護予防訪問入浴介護事業
<p>契約者と佐用町社会福祉協議会きらめきケアセンター（以下「事業者」という。）は、契約者が事業者から提供される訪問入浴介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。</p>	<p>契約者と佐用町社会福祉協議会きらめきケアセンター（以下「事業者」という。）は、契約者が事業者から提供される介護予防訪問入浴介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。</p>
<p>第一章 総則</p>	<p>第一章 総則</p>
<p>第1条（契約の目的）</p>	<p>第1条（契約の目的）</p>
<p>事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその居宅において清潔が保持され、快適な日常生活を営むことを目的として、第4条及び第5条に定める訪問入浴介護サービスを提供します。</p>	<p>事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者が、可能な限りその居宅において、要支援状態の維持もしくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、第4条及び第5条に定める介護予防訪問入浴介護サービスを提供します。</p>
<p>第2条（契約期間）</p>	<p>第2条（契約期間）</p>
<p>本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。</p>	<p>本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要支援認定の有効期間満了日までとします。</p>
<p>但し、契約期間満了の2日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。</p>	<p>但し、契約期間満了の2日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。</p>
<p>第3条（訪問入浴介護サービスの決定・変更）</p>	<p>第3条（介護予防訪問入浴介護サービスの決定・変更）</p>
<p>1 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って契約者の訪問入浴介護サービスを提供するものとします。</p>	<p>1 事業者は、契約者に係る介護予防サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って契約者の介護予防訪問入浴介護サービスを提供するものとします。</p>
<p>2 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、訪問入浴介護サービスを提供します。その場合に、事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。</p>	<p>2 事業者は、契約者に係る介護予防サービス計画が作成されていない場合でも、介護予防訪問入浴介護サービスを提供します。その場合に、事業者は、契約者に対して、介護予防支援事業者を紹介する等介護予防サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。</p>
<p>3 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が変更された場合、契約者及びその家族等に確認の上、それに沿って訪問入浴介護サービスを提供するものとします。</p>	<p>3 事業者は、契約者に係る介護予防サービス計画が変更された場合、又は契約者若しくはその家族等の要請があった場合、契約者及びその家族等に確認の上、介護予防訪問入浴介護サービスを提供するものとします。</p>
<p>第4条（介護保険給付対象サービス）</p>	<p>第4条（介護保険給付対象サービス）</p>
<p>事業者は、介護保険給付対象サービスとして、契約者の居宅に訪問入浴車によりサービス従事者を派遣し、契約者に対して入浴を提供するものとします。</p>	<p>事業者は、介護保険給付対象サービスとして、契約者の居宅に訪問入浴車によりサービス従事者を派遣し、契約者に対して入浴を提供するものとします。</p>
<p>第5条（介護保険給付対象外のサービス）</p>	<p>第5条（介護保険給付対象外のサービス）</p>
<p>1 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える訪問入浴介護サービスを提供するものとします。</p>	<p>1 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付外サービスとして、介護保険給付の支給限度額を超える介護予防訪問入浴介護サービスを提供するものとします。</p>
<p>2 前項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。</p>	<p>2 前項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。</p>
<p>3 事業者は、第1項で定めるサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。</p>	
<p>第6条（サービス従事者の交替等）</p>	
<p>1 本契約において「サービス従事者」とは介護職員、</p>	

指定訪問入浴介護事業	指定介護予防訪問入浴介護事業
<p>看護師等、事業者が訪問入浴介護サービスを提供するために使用する者をいうものとします。</p> <p>2 契約者は、選任されたサービス従事者の交替を希望する場合には、当該サービス従事者が業務上不相当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対してサービス従事者の交替を申し出ることができます。</p> <p>3 事業者は、サービス従事者の交替により、契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。</p>	<p>3 事業者は、第1項で定めるサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。</p>
<p>第7条（サービスの実施）</p>	<p>第6条（サービス従事者の交替等）</p>
<p>1 契約者は第4条及び第5条で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。</p> <p>2 訪問入浴介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問入浴介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。</p>	<p>1 本契約において「サービス従事者」とは、介護職員、看護師等、事業者が介護予防訪問入浴介護サービスを提供するために使用する者をいうものとします。</p> <p>2 契約者は、選任されたサービス従事者の交替を希望する場合には、当該サービス従事者が業務上不相当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対してサービス従事者の交替を申し出ることができます。</p> <p>3 事業者は、サービス従事者の交替により、契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。</p>
<p>第二章 サービスの利用と料金の支払い</p>	<p>第7条（サービスの実施）</p>
<p>第8条（サービス利用料金の支払い）</p>	<p>1 契約者は第4条及び第5条で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。</p>
<p>1 事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、「介護保険給付額」という。）の限度において、契約者に代わって市町村から支払いを受けます。</p> <p>2 契約者は、要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割、2割または3割）を事業者に支払うものとします。</p> <p>但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）</p> <p>3 第5条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。</p> <p>4 前項の他、契約者は、通常のサービス提供実施地域以外の地域の居宅におけるサービスの提供を受ける場合には、交通費実費相当額を事業者に支払うものとします。</p> <p>5 前4項に定めるサービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、契約者はこれを翌月20日までに支払うものとします。</p> <p>6 1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。</p>	<p>2 サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者はサービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。</p>
<p>第9条（利用の中止、変更、追加）</p>	<p>第二章 サービスの利用と料金の支払い</p>
	<p>第8条（サービス利用料金の支払い）</p>
	<p>1 事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護予防サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、「介護保険給付額」という。）の限度において、契約者に代わって市町村から支払いを受けます。</p> <p>2 契約者は、第4条に定めるサービスについて、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割、2割または3割）を事業者に支払うものとします。但し、契約者がいまだ要支援認定を受けていない場合及び介護予防サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要支援認定後又は介護予防サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）</p> <p>3 第5条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。</p> <p>4 前項の他、契約者は、通常のサービス提供実施地域以外の地域の居宅におけるサービスの提供を受ける場合には、交通費実費相当額を事業者に支払うものとします。</p> <p>5 前4項に定めるサービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、契約者はこれを翌月20日までに支払うも</p>

指定訪問入浴介護事業	指定介護予防訪問入浴介護事業
<p>1 契約者は、利用期日前において、訪問入浴介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日午後3時までには事業者に出るものとします。</p> <p>2 契約者が、利用期日の前日午後3時以降又は利用期日に利用の中止を申し出た場合には、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し契約者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。</p> <p>3 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、サービス従事者の稼働状況により契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議するものとします。</p>	<p>のとします。</p> <p>6 1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。</p> <p>第9条（利用の中止、変更、追加）</p> <p>1 契約者は、利用期日前において、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日午後3時までには事業者に出るものとします。</p> <p>2 契約者が、利用期日の前日午後3時以降又は利用期日に利用の中止を申し出た場合には、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し契約者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。</p> <p>3 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、サービス従事者の稼働状況により契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議するものとします。</p>
<p>第10条（サービス内容の変更）</p> <p>1 事業者は、サービス利用当日、契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更をすることができるものとします。</p> <p>2 前項の場合に、事業者は、所定のサービス利用料金を請求できるものとします。</p>	<p>第10条（サービス内容の変更）</p> <p>1 事業者は、サービス利用当日、契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更をすることができるものとします。</p> <p>2 前項の場合に、事業者は、所定のサービス利用料金を請求できるものとします。</p>
<p>第11条（利用料金の変更）</p> <p>1 第8条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。</p> <p>2 第8条第3項及び第4項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の2ヶ月前までに説明をした上で当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。</p> <p>3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には本契約を解約することができます。</p>	<p>第11条（利用料金の変更）</p> <p>1 第8条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。</p> <p>2 第8条第3項及び第4項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の2ヶ月前までに説明をした上で当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。</p> <p>3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には本契約を解約することができます。</p>
<p>第三章 事業者の義務</p> <p>第12条（事業者及びサービス従事者の義務）</p> <p>1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。</p> <p>2 事業者は、サービス実施日において、サービス従事者により契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、契約者又はその家族等からの聴取・確認の上で訪問入浴介護サービスを実施するものとします。</p> <p>3 事業者は、契約者に対する訪問入浴介護サービスの実施について記録を作成し、それをサービス完了の日から5年間保管し、契約者又は代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付する</p>	<p>第三章 事業者の義務</p> <p>第12条（事業者及びサービス従事者の義務）</p> <p>1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。</p> <p>2 事業者は、サービス実施日において、サービス従事者により契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、契約者又はその家族等からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。</p>

指定訪問入浴介護事業	指定介護予防訪問入浴介護事業
<p>ものとしします。</p> <p>4 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとしします。</p> <p>第13条（守秘義務等）</p> <p>1 事業者、サービス従事者又は従業員は、訪問入浴介護サービスを提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。</p> <p>2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとしします。</p> <p>3 前2項にかかわらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとしします。</p>	<p>3 事業者は、サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めるものとしします。</p> <p>4 事業者は、契約者に対するサービスの実施について記録を作成し、それをサービス完結の日から5年間保管し、契約者又は代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとしします。</p> <p>第13条（守秘義務等）</p> <p>1 事業者、サービス従事者又は従業員は、サービスを提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。</p> <p>2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとしします。</p> <p>3 前2項にかかわらず、契約者に係る他の介護予防支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとしします。</p>
<p>第四章 損害賠償（事業者の義務違反）</p>	<p>第四章 損害賠償（事業者の義務違反）</p>
<p>第14条（損害賠償責任）</p> <p>1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第13条に定める守秘義務に違反した場合も同様としします。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者は損害賠償額を減じる場合があります。</p> <p>2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとしします。</p>	<p>第14条（損害賠償責任）</p> <p>1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第13条に定める守秘義務に違反した場合も同様としします。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者は損害賠償額を減じる場合があります。</p> <p>2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとしします。</p>
<p>第15条（損害賠償がなされない場合）</p> <p>事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。</p> <p>(1) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合</p> <p>(2) 契約者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合</p> <p>(3) 契約者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合</p> <p>(4) 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合</p>	<p>第15条（損害賠償がなされない場合）</p> <p>事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。</p> <p>(1) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合</p> <p>(2) 契約者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合</p> <p>(3) 契約者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合</p> <p>(4) 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起</p>

指定訪問入浴介護事業	指定介護予防訪問入浴介護事業
<p>第16条(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)</p> <p>事業者は、本契約の有効期間中、地震・台風等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。</p>	<p>因して損害が発生した場合</p> <p>第16条(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)</p> <p>事業者は、本契約の有効期間中、地震・台風等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。</p>
<p>第五章 契約の終了</p>	<p>第五章 契約の終了</p>
<p>第17条(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)</p> <p>1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 契約者が死亡した場合 (2) 要介護認定により契約者の心身の状況が自立、要支援1又は要支援2と判定された場合 (3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合 (4) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合 (5) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合 (6) 契約者が当事業所のサービス提供ができないほど遠くに転居された場合 (7) 第18条から第20条に基づき本契約が解約又は解除された場合 <p>2 事業者は、前項第1号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。</p>	<p>第17条(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)</p> <p>1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 契約者が死亡した場合 (2) 要介護認定又は要支援認定により契約者の心身の状況が要介護又は自立と判定された場合 (3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合 (4) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合 (5) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合 (6) 契約者が当事業所のサービス提供ができないほど遠くに転居された場合 (7) 第18条から第20条に基づき本契約が解約又は解除された場合 <p>2 事業者は、前項第1号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。</p>
<p>第18条(契約者からの中途解約)</p> <p>1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに文書により事業者に通知するものとします。</p> <p>2 契約者は、以下の事項に該当する場合は、本契約を即時に解約することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第11条第3項により本契約を解約する場合 (2) 契約者が入院した場合 (3) 契約者に係る居宅サービス計画(ケアプラン)が変更された場合 	<p>第18条(契約者からの中途解約)</p> <p>1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに文書により事業者に通知するものとします。</p> <p>2 契約者は、以下の事項に該当する場合は、本契約を即時に解約することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第11条第3項により本契約を解約する場合 (2) 契約者が入院した場合 (3) 契約者に係る介護予防サービス計画(ケアプラン)が変更された場合
<p>第19条(契約者からの契約解除)</p> <p>契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める訪問入浴介護サービスを実施しない場合 	<p>第19条(契約者からの契約解除)</p> <p>契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合

指定訪問入浴介護事業	指定介護予防訪問入浴介護事業
<p>(2) 事業者もしくはサービス従事者が第13条に定める守秘義務に違反した場合</p> <p>(3) 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者もしくはその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合</p>	<p>(2) 事業者もしくはサービス従事者が第13条に定める守秘義務に違反した場合</p> <p>(3) 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者もしくはその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合</p>
<p>第20条（事業者からの契約解除）</p> <p>事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。</p> <p>(1) 契約者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</p> <p>(2) 契約者による第8条第1項から第4項に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合</p> <p>(3) 契約者が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス従事者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</p>	<p>第20条（事業者からの契約解除）</p> <p>事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。</p> <p>(1) 契約者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</p> <p>(2) 契約者による第8条第1項から第4項に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合</p> <p>(3) 契約者が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス従事者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</p>
<p>第21条（精算）</p> <p>第17条第1項第2号から第6号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務その他事業者に対する義務を負担しているときは、契約終了日が属する年度の翌月に精算するものとします。</p>	<p>第21条（精算）</p> <p>第17条第1項第2号から第5号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務その他事業者に対する義務を負担しているときは、契約終了日が属する年度の翌月に精算するものとします。</p>
<p>第六章 その他</p>	<p>第六章 その他</p>
<p>第22条（契約当事者の変更）</p> <p>契約者は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により、判断能力を失った場合に備えて、契約者のご家族等をあらかじめ代理人にすることを定めるか、又は契約者のご家族等を含む第三者に契約者の変更をすることに同意するものとします。</p>	<p>第22条（契約当事者の変更）</p> <p>契約者は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により、判断能力を失った場合に備えて、契約者のご家族等をあらかじめ代理人にすることを定めるか、又は契約者のご家族等を含む第三者に契約者の変更をすることに同意するものとします。</p>
<p>第23条（苦情処理）</p> <p>事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。</p>	<p>第23条（苦情処理）</p> <p>事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。</p>
<p>第24条（裁判管轄）</p> <p>契約者と事業者は、この契約に関してやむを得ず訴訟となった場合は、契約者の住所地を管轄する裁判所を、第一審管轄裁判所とすることを、予め合意します。</p>	<p>第24条（裁判管轄）</p> <p>契約者と事業者は、この契約に関してやむを得ず訴訟となった場合は、契約者の住所地を管轄する裁判所を、第一審管轄裁判所とすることを、予め合意します。</p>
<p>第25条（協議事項）</p> <p>本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令に定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。</p>	<p>第25条（協議事項）</p> <p>本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令に定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。</p>

別紙重要事項説明書の内容を説明したうえで、この契約を締結します。

なお、上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者	所在地	佐用郡佐用町東徳久1946番地
	名称	佐用町社会福祉協議会きらめきケアセンター 指定訪問入浴介護事業所 指定介護予防訪問入浴介護事業所
	代表者	会長 眞岡 克憲 印

お客様

住 所 佐用郡佐用町 _____

氏 名 _____ 印

お客様のご家族代表

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(お客様との続柄： _____)



佐用町社会福祉協議会 きらめきケアセンター

契約における個人情報使用同意書

- ・指定訪問入浴介護事業
- ・指定介護予防訪問入浴介護事業

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1 使用する目的

- ①事業者が、介護保険法に関する法令に従い、私の居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に基づき、指定居宅サービス等及び指定介護予防サービスを円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合
- ②医療機関及びサービス事業者等との連絡調整に必要な場合
- ③大規模災害等に利用者の生命、身体又は財産の保護上必要な場合

2 使用にあたっての条件

- ①個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと
- ②事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと

3 個人情報の内容

- ①氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者が訪問入浴介護サービス及び介護予防訪問入浴介護サービスを行うために最低限必要な、利用者やその家族個人に関する情報
- ②その他利用者個人及びその家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得る情報

4 使用する期間

佐用町社会福祉協議会きらめきケアセンター訪問入浴介護事業所及び介護予防訪問入浴介護事業所と私（または家族代表）の間に交わされた利用契約書に定めた期間に限るものとし、利用契約が解消された後は私（利用者）及び家族に関する個人情報の使用は認めない

令和 年 月 日

佐用町社会福祉協議会きらめきケアセンター

- ・指定訪問入浴介護事業所
- ・指定介護予防訪問入浴介護事業所 管理者 様

お客様

住 所 佐用郡佐用町 _____

氏 名 _____ 印

お客様のご家族代表

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(お客様との続柄： _____)